

開示項目記載ページ一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づいて作成しております。

単体ベースのディスクロージャー項目

(信用金庫法施行規則第132条に定める項目)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	28
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	28
(3) 事務所の名称及び所在地	66-67
2. 金庫の主要な事業の内容	32~35
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	16・17
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	49
① 経常収益	
② 経常利益または経常損失	
③ 当期純利益または当期純損失	
④ 出資総額及び出資総口数	
⑤ 純資産額	
⑥ 総資産額	
⑦ 預金積金残高	
⑧ 貸出金残高	
⑨ 有価証券残高	
⑩ 単体自己資本比率	
⑪ 出資に対する配当金	
⑫ 職員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア 業務粗利益及び業務粗利益率	48
イ 資金運用収支、役員取引等収支、及びその他業務収支	48
ウ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り及び利鞘	48-49
エ 受取利息及び支払利息の増減	49
オ 総資産経常利益率	49
カ 総資産当期純利益率	49
② 預金に関する指標	44
③ 貸出金等に関する指標	44・45・49
④ 有価証券に関する指標	46・47・49
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	25
(2) 法令遵守の体制	22・23
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	20・21
(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	26
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	40~43
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	19
① 破綻先債権に該当する貸出金	
② 延滞債権に該当する貸出金	
③ 3か月以上延滞債権に該当する貸出金	
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が定める事項	18・52~59
(4) 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、 時価及び評価損益	46・47
① 有価証券	
② 金銭の信託	
③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引	
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	45
(6) 貸出金償却の額	45
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書または 損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている 場合にはその旨	43
6. 役職員の報酬体系の開示	
(1) 対象役員	29
(2) 対象職員等	29

連結ベースのディスクロージャー項目

(信用金庫法施行規則第133条に定める項目)

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	50
(2) 金庫の子会社等に関する事項	50

2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	50
(2) 直近の5連結会計年度における主要な状況を示す指標	51
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の 状況に関する事項	
(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	50・51
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	51
破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権	
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が定める事項	60~64
(4) 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んで いる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する 経収益の額、経常利益または経常損失の額及び資産の額とし て算出したもの	50

金融再生法第7条に基づく開示項目

資産査定公表	19
(金融再生法に基づく開示債権)	

自己資本の充実の状況について金融庁長官が定める事項(告示)
(自己資本比率規制の第3の柱に基づく情報開示)

定性的な開示事項(告示第2条第2項(単体)、第3条第2項(連結))	
定量的な開示事項(告示第2条第3項(単体)、第3条第3項(連結))	
単体ベースの開示	52~59
(1) 自己資本の構成に関する事項	52
(2) 自己資本の充実度に関する事項	53
(3) オペレーショナル・リスクに関する事項	54
(4) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	55・56
(5) 信用リスク削減手法に関する事項	56
(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	57
(7) 証券化エクスポージャーに関する事項	57・58
(8) 出資等エクスポージャーに関する事項	58・59
(9) 金利リスクに関する事項	59
連結ベースの開示	60~64
(1) 自己資本の構成に関する事項	60
(2) その他金融機関等(自己資本比率告示第5条第7項第1号に 規定するその他金融機関等)であって信用金庫の子法人等 であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の 名称と所要自己資本を下回った額の総額	61
(3) 自己資本の充実度に関する事項	61
(4) オペレーショナル・リスクに関する事項	61
(5) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	62
(6) 信用リスク削減手法に関する事項	63
(7) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	63
(8) 証券化エクスポージャーに関する事項	63
(9) 出資等エクスポージャーに関する事項	64
(10) 金利リスクに関する事項	64

地域貢献に関する情報開示 2・3・8~15・20・21

1. 全般に関する事項	
2. 預金に関する事項(地域からの資金調達の状況)	
3. 貸出金に関する事項(地域への資金供給の状況)	
4. 取引先への支援等(地域とのつながり)	
5. その他運用に関する事項	
6. 今期決算に関する事項(決算の概要)	
7. 文化的・社会的貢献に関する事項	
8. 地域貢献の体制整備	

総代会等に関する情報開示 30・31

1. 総代会の仕組み	
2. 総代候補者選考基準	
3. 総代の選任方法	
4. 総代会の決議事項等	
5. 総代の氏名	